

生駒市規則第3号

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例の施行期日を定める規則  
をここに公布する。

平成29年2月17日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例の施行期日を定める  
規則

生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例（平成28年10月生駒  
市条例第43号）の施行期日は、平成29年3月13日とする。